

**悪質な魚介類の電話勧誘販売に注意！**

## 《相談内容》

県外の事業者から電話があり、「コロナで観光客が激減し、苦しい。海産物を買ってほしい。あなたには、以前購入してもらったことがある。5万円相当の品を1万4千円にする」と勧誘された。気の毒に思い了承し、支払いは代引きにした。後日、事業者の電話番号をネット検索すると「海産物の送り付け詐欺」といった情報が載っていた。不安になったので、解約したい。



(60歳代 女性)

## 《アドバイス》

相談者には、本件は電話勧誘販売なので、クーリング・オフが可能であることを説明しました。代引き配達の場合、配達前に宅配業者が電話をかけてくることがあり、その際に、受け取り拒否をすることを伝え、さらに配達元の事業者名、電話番号、住所をメモしておくよう助言しました。そして、当該事業者宛に、クーリング・オフの書面を通知するようお伝えしました。

**トラブルを防ぐためのポイント**

- ・事業者からの電話で契約をしたときは、クーリング・オフができます。  
事業者からの電話勧誘によって契約をした場合、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。商品の購入を承諾しても、契約や申込の書面が届いてから8日間はクーリング・オフができます。
- ・商品が不要だと思ったら、その場できっぱりと断り、すぐに電話を切りましょう。

**電話で勧誘され、断ったのにも関わらず、一方的に商品を送り付けられたときは・・・**

- ・商品の受取りや代金の支払いには応じないようにしましょう。  
一方的に商品を送りつけられても、消費者が「承諾」の意思を示さなければ、商品の受け取りや代金支払いの義務はありません。もし、商品を受け取ってしまったら、慌てて業者に連絡したりせず、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

## 生活情報ファイル

**「2回目の特別定額給付金支給」を装う詐欺メールにご注意ください**

総務省をかたり「2回目の特別定額給付金についての案内」などと称して 個人情報盗もうとする詐欺メールに関する相談が、全国の消費生活センターへ寄せられています。

- ・特別定額給付金の支給について、政府からメールなどでお知らせをすることはありません。  
総務省や行政機関を名乗ったメールが届いたとしても、個人情報の詐取などを目的としたものと考えられますので、注意してください。
- ・身に覚えのないメールが届いても、決してリンクにアクセスせず、すぐにメールを削除してください。
- ・困ったときは一人で悩まず、すぐに消費者ホットライン☎188に相談してください。

- Q 特定商取引法におけるクーリング・オフについて述べた文のうち、適切なものを選びなさい。
1. 商品を送り返す場合の送料は事業者負担とされている。
  2. クーリング・オフをするためには、正当な理由が必要である。
  3. 訪問販売で買った布団でも、使用してしまった場合はクーリング・オフできない。
  4. クーリング・オフ期間内に通知書が事業者が届く必要がある。

【第17回消費者力検定（令和2年度実施）応用コースから】

## くらしのまめちしき

### 「簡単に稼げる？」情報商材のトラブルに注意！



「スマホで簡単に稼げる」「自宅で一日数万円稼げる」といった広告を見て、マニュアルを購入したが、「実際は説明と異なり儲からない」といった情報商材に関する相談が多く寄せられています。

#### ※情報商材とは

副業や投資、ギャンブルなどで高額収入を得るためのノウハウなどと称して、インターネットなどで販売されている情報のこと。

#### 相談例

SNSで知り合い、仲良くなった女性から副業を勧められた。「自宅で手軽に1日2万円稼げる」と勧誘され、申し込んだ。初期費用は6万円でカード決済をし、後日、PDFで情報商材が届いた。内容はネットオークションを利用して、転売して利益を得るというものだったが、到底1日2万円も稼げるとは思えない。

#### 情報商材のトラブルを防ぐためのポイント

- ・「簡単に稼げる」といった甘い言葉をうのみにしないようにしましょう。  
こうした副業や情報商材の多くは、支払ったお金を超える利益が得られるものではありません。勧誘されても、すぐに契約をするのはやめましょう。また、もうけ話の実態や仕組みがよく分からない場合も、契約をするのは慎重にしましょう。
- ・借金をしてまで契約をすすめる事業者には要注意！  
お金がないと言うと「すぐに元がとれるから」と消費者金融などでの、借金を勧めて契約をさせるケースもあります。お金を稼ごうと思っているのに、高額な契約を勧誘されたり、話が違うと思ったら、きっぱりと断りましょう。

「試してみよう、消費者力！第7回解答と解説⇒（正解—1）

商品を返品する場合の送料は事業者が負担するので、着払いで返品すればよい。指定消耗品以外の商品は、期間内であれば理由を問わず、使用していてもクーリング・オフができる。通知書は期間内に発信すればよい。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。